

「みやざきモデル」普及推進事業 仕様書

1 業務名

「みやざきモデル」普及推進事業

2 業務概要

1 1月以降、会食や職場・家庭の場における新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、「新しい生活様式」に対応した会食のあり方「みやざきモデル」について、様々な媒体を活用しながら発信し、県民の行動変容を促すとともに、事業者等の自発的な取組を促進し、感染拡大防止と経済活動の両立を図ることを目的とする。

【みやざきモデルについて】

“み” っつの密を避けて

“や” めよう大声、大人数、長時間。静かなマスク会食を。

“ざ” せきは間隔を空けて

“き” れいに手指消毒

“も” りつけは小皿で一人ひとり

“で” んわ連絡先をお店に告げて

“ル” ール、ガイドライン遵守のお店を利用しましょう。

※飲食店における会食のみならず、職場や家庭においても同様である。

3 委託業務概要

(1) 広告ツールの作成と情報発信、その拡散

[目的]

「みやざきモデル」に基づき、感染症対策を実施する事業者の広告ツールを作成する。

[内容]

- ・ツールは、ポスター、チラシ、その他、飲食店や街頭等において、普及啓発活動を実施するためののぼり旗・タスキその他、有効な配布ノベルティ等（おしぼり、トレイシート、マスク、コースターなど受託者において提案）とすること。
→ ポスター1万5千枚、チラシ3万4千枚、のぼり旗最大76本、タスキ等は最大38本。配布ノベルティ等は、いずれもカラーで、街頭配布用は5万个以上、事業者配布用は10万5千個以上。
- ・また、成果品は、受託者のネットワークを生かし、取りに来てもらうか、効果的に配布できる場所へ配送・配達を行うこと。なお、飲食店に係るグッズ配布については、ガイドライン遵守の誓約店舗を優先することとし、委託者との相談の上、選定するなど、受託者において提案すること。

- ・上記広報ツールによるデザイン等については、事業者や県民が自由に活用可能な形で公開すること。
- ・上記広報ツールを活用し、テレビ・ラジオ、新聞、Facebook・Instagram・youtube等によるWEB広告を展開すること。ただし、より効果的なPR方法があれば、これらに限定せず提案をすることは差し支えない。

(2) 「みやぎきモデル」CM作成

[目的]

みやぎきモデルを効果的に年代問わず広く県民に普及・定着させるため、伝わりやすく、インパクトのある特集動画及びラジオCMを作成する。

[内容]

- ・15秒または30秒の特集動画及び30秒程度のラジオCMを作成。
- ・特集動画は、テレビCMとして2ヶ月程度放映を行うほか、県庁楠並木チャンネル、YouTube、SNS等で使用する。
- ・ラジオCMは、平日の聴取率の高い、午前・午後の通勤・帰宅時間帯に放送する。

4 留意事項

- ① 企画提案書については、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。
- ② 本事業に係る内容については、事前に県と十分に協議し、速やかに事業に着手すること。なお、事業内容の変更、中止等における取り扱いについても、事前に県と十分に協議すること。
- ③ 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について、報告を求めることができるものとする。
なお、報告内容としては、事業実績のほか、事業の効果や分析等を求めることから、フォロワー数・いいね数、視聴者数等の状況についても把握しておくこと。